



新潟県公報

平成29年
3月27日(月)
号外
第8号

目 次

条 例

○観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例の制定	7
○新潟県准看護師修学資金貸与条例の制定	11
○新潟県国民健康保険運営協議会条例の制定	15
○職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正	16
○新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	16
○新潟県手数料条例等の一部改正	17
○新潟県県税条例等の一部改正	26
○特定非営利活動促進法施行条例及び新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正	30
○新潟県生活環境の保全等に関する条例の一部改正	31
○地方独立行政法人新潟県立がんセンター評価委員会条例の一部改正	32
○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び新潟県看護職員修学資金貸与条例の一部改正	32
○学校職員定数条例の一部改正	33
○新潟県公立学校職員給与条例の一部改正	33
○新潟県地方警察職員定数条例の一部改正	34
○新潟県森林整備加速化・林業再生基金条例の廃止	34
○公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の廃止	35
○新潟県個人情報保護条例等の一部改正	35
○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正	38
○指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正	40
○新潟県議会情報公開条例の一部改正	42
○新潟県議会の会期に関する条例の一部改正	42

本号で公布された条例のあらまし

◇観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例の制定（新潟県条例第3号）

観光立県の実現に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策を総合的かつ計画的に推進するため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 定義（第2条関係）

この条例における「おもてなし」、「観光事業者」、「観光関係団体」及び「県民等」の意義を定めることとしました。

2 基本理念（第3条関係）

(1) 観光が本県経済を持続的に発展させ、及び活力ある地域社会を形成する上で重要であるとの認識の下に、観光立県の実現が図られなければならないこととしました。

(2) 県、市町村及び観光事業者等（観光事業者及び観光関係団体をいう。以下同じ。）はもとより、全ての県民等が積極的な役割を果たすことにより、観光立県の実現が図られなければならないこととしました。

(3) おもてなしの実践その他の観光の振興に関する取組においてそれぞれの旅行者の特性、その居住地域における風俗慣習及び生活様式等を理解し、郷土を誇り愛する心を持って、旅行者に対する感謝の念及び思いやりの気持ちを表すことを基本として、観光立県の実現が図られなければならないこととしました。

3 県の責務及び県と市町村との協力

(1) 県は、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策を総合的に策定し、及び実施するものとする
こととしました。(第4条関係)

(2) 県及び市町村は、県が実施する観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策及び市町村が実施する観光の振興に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする
こととしました。(第5条関係)

4 観光事業者等及び県民等の役割

(1) 観光事業者等は、おもてなしの向上、国内外における競争力の強化等による観光の振興に主体的に取り
組むよう努めるものとする
こととしました。(第6条関係)

(2) 県民等は、観光の意義についての理解を深め、おもてなしを実践するよう努めるものとする
こととしました。(第7条関係)

5 財政上の措置(第8条関係)

県は、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な
財政上の措置を講ずるよう努めるものとする
こととしました。

6 基本計画(第9条関係)

知事は、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光
立県の実現に関する基本的な計画を定めなければならないこととしました。

7 観光立県の実現に関する施策等

(1) おもてなしの推進(第10条関係)

(2) 魅力の創出(第11条関係)

(3) 観光宣伝活動の実施等(第12条関係)

(4) 観光旅行の促進のための環境の整備(第13条関係)

(5) 外国人観光旅行者の来訪の促進(第14条関係)

(6) 人材の育成(第15条関係)

(7) 多様な主体の連携の促進(第16条関係)

(8) 調査の実施等(第17条関係)

(9) 国等との連携(第18条関係)

8 施行期日等

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県准看護師修学資金貸与条例の制定(栃木県条例第4号)

准看護師養成所に在学する者であって、養育する子を有するものに対し、修学資金を貸与することについて、
必要な事項を定めるため、次のとおり条例を制定することとしました。

1 貸与の対象(第2条関係)

修学資金の貸与の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする
こととしました。

(1) 保健師助産師看護師法第22条第2号の規定に基づき知事の指定した准看護師養成所(以下「養成所」と
いう。)に在学していること。

(2) 養成所に入学した日現在において、県内に住所を有し、かつ、子(18歳に達する日以後の最初の3月31
日までの間にある子に限る。)を養育する者であること。

(3) 養成所を卒業した後、医療機関等において准看護師の業務に従事する意思を有すること。

2 貸与額(第3条関係)

修学資金の貸与の月額額は、養成所の授業料の年額に相当する額から18万円を控除した額を12で除して得た
額(1万円を限度とする。)とし、入学の日の属する月にあつては、入学金に相当する額(10万円を限度と
する。)を加算することとしました。

3 貸与期間(第4条関係)

修学資金は、貸与契約に定められた月から養成所を卒業する日の属する月までの間、貸与するものとする
こととしました。

4 貸与契約の解除(第7条関係)

知事は、借受者が修学資金の貸与期間中に次のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約を解除する
ものとする
こととしました。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 心身の故障のため、引き続き養成所に在学する見込みがなくなったとき。
- (4) 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- (5) その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

5 返還（第8条関係）

修学資金は、4により貸与契約が解除されたとき、又は貸与契約における貸与期間が満了したときは、知事の定める日までに一括して返還しなければならないこととしました。

6 返還の猶予（第9条関係）

知事は、借受者が次のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができることとしました。

- (1) 4により貸与契約が解除された後引き続き当該貸与契約に係る養成所に在学している場合 当該解除の日から当該養成所に在学しなくなった日の属する月の末日までの期間
- (2) 都道府県知事が養成所を卒業した日の属する月の末日までに行う准看護師試験に合格した場合 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から末日までの期間
- (3) 知事が別に定める日において、都道府県知事が養成所を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年以内に行う准看護師試験を受験する意思を有すると認められる場合（(2)に該当する場合を除く。）
当該卒業の日の属する月の翌月の初日から、同日から起算して1年1月を経過する日までの期間
- (4) 養成所を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日までの間に看護師養成施設に入学した場合
当該卒業の日の属する月の翌月の初日から当該看護師養成施設に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までの期間
- (5) (3)に掲げる場合に該当する場合で、養成所を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年1月以内に看護師養成施設に入学したとき 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から起算して1年1月を経過する日の翌日から当該看護師養成施設に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までの期間
- (6) 看護師養成施設を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日までの間に保健師等養成施設等に入学した場合 当該卒業の日の属する月の翌々月の初日から当該保健師等養成施設等に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までの期間
- (7) (1)から(6)までに掲げる場合のほか、災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難と認められる場合 知事が適当と認める期間

7 返還の免除（第10条関係）

知事は、借受者が次のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする事としました。

- (1) 4の(1)又は(3)に該当するとき。
- (2) 養成所を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日（6の(3)に掲げる場合に該当する場合にあっては、当該卒業の日の属する月の翌月の初日から起算して1年1月を経過する日）までの間（以下「業務従事等準備期間」という。）に医療機関等において准看護師の業務に従事したとき。
- (3) 業務従事等準備期間に看護師養成施設に入学した場合で、当該看護師養成施設に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までに医療機関等において看護師又は准看護師の業務に従事したとき。
- (4) 業務従事等準備期間に入学した看護師養成施設を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日までの間に保健師等養成施設等に入学した場合で、当該保健師等養成施設等に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までに医療機関等、母子健康包括支援センター又は特定町村において看護職員の業務に従事したとき。
- (5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難と認められるとき。

8 施行期日等

- (1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。
- (2) 修学資金は、この条例の施行の日以降に新たに養成所に入学する者から貸与することとしました。

◇栃木県国民健康保険運営協議会条例の制定（栃木県条例第5号）

1 設置（第1条関係）

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第9条の規定に基づき、同法第4条の規定による改正後の国民健康保険法第11条第1項及び第3項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、栃木県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置くこととしました。

2 組織（第2条関係）

(1) 協議会は、次に掲げる委員をもって組織し、その定数は、それぞれ次に定める数とすることとしました。

ア 国民健康保険の被保険者を代表する委員 3人

イ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人

ウ 公益を代表する委員 3人

エ 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

(2) 委員は、知事が任命することとし、その任期は、任命の日から平成30年3月31日までとすることとしました。

3 会長（第3条関係）

協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙することとしました。

4 会議（第4条関係）

(1) 協議会の会議は、会長が招集することとしました。

(2) 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないこととしました。

(3) 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによることとしました。

5 その他

協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとしました。

6 施行期日等

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

(2) この条例は、平成30年3月31日限り、その効力を失うこととしました。

◇職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正（栃木県条例第6号）

1 航空業務に従事する職員の特殊勤務手当について、著しく危険な業務に従事した場合における加算措置を講ずることとしました。（第10条関係）

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第7号）

1 工場立地法の一部改正等に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（第3条、別表第1及び別表第2関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県手数料条例等の一部改正（栃木県条例第8号）

手数料及び使用料の適正化を図ること等のため、関係する条例について次のとおり改正することとしました。

1 栃木県手数料条例関係（別表第1関係）

(1) 学校法人への寄附者が所得税の税額控除を受けるために当該学校法人に交付する証明書に係る発行手数料を新設することとしました。

(2) 知事が指定する者に係る技能検定試験の実技試験の実施手数料の額を改定することとしました。

(3) 栃木県産業技術センターのエミッション測定手数料、イミュニティ試験手数料、耐ノイズ試験手数料及びコンピュータ援用設計手数料を新設することとしました。

(4) 栃木県林業センターの実大材接合部試験手数料を新設することとしました。

(5) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料及び変更認定申請手数料の額を改定することとしました。

(6) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料を新設することとしました。

(7) 建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明申請手数料を新設することとしました。

(8) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県都市公園条例関係（第3条及び別表第1関係）

(1) 栃木県総合運動公園のウォームアップ場及び野球場（本球場）照明設備の使用料を新設することとしました。

(2) やむを得ない理由により栃木県総合運動公園の野球場（本球場）電光掲示板又は野球場（本球場）放送設備を午後6時後に使用する場合における使用料を新設することとしました。

(3) 所要の規定の整備をすることとしました。

3 栃木県農業大学校条例関係（第8条関係）

研修の受講料の上限額を引き上げることとしました。

4 施行期日等

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。ただし、1の(2)は、同年9月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県県税条例等の一部改正（栃木県条例第9号）

地方税法等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 地方消費税の税率の78分の22（現行63分の17）への引上げ、法人県民税に係る法人税割の税率の100分の1（現行100分の3.2）への引下げ、法人事業税の税率の特例措置の廃止、自動車取得税の廃止、自動車税の環境性能割の創設、現行の自動車税の種別割への変更等の施行期日を平成31年10月1日とすることとしました。（栃木県県税条例の一部を改正する条例附則第1項及び栃木県県税条例等の一部を改正する条例附則第1条関係）

2 所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、公布の日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇特定非営利活動促進法施行条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正（栃木県条例第10号）

1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、認定特定非営利活動法人等が海外への送金又は金銭の持出しを行う際の関係書類の所轄庁への事前提出が不要とされたこと等のため、所要の規定の整備をすることとしました。（特定非営利活動促進法施行条例第10条及び第14条～第16条並びに栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第1関係）

2 施行期日等

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部改正（栃木県条例第11号）

1 公害の防止その他事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷の低減を図るための条例を制定した市町村の区域を栃木県生活環境の保全等に関する条例の規定の一部を適用しない区域とすることができることとしました。（第66条の2関係）

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会条例の一部改正（栃木県条例第12号）

1 地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会を地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンターの業務の実績に関する評価等を行う附属機関とするため、所要の規定の整備をすることとしました。（題名及び第1条関係）

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正（栃木県条例第13号）

1 児童福祉法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備をすることとしました。（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例目次、第18条、第22条、第29条、第60条、第93条～第100条、第102条及び第113条並びに栃木県看護職員修学資金貸与条例第2条関係）

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇学校職員定数条例の一部改正（栃木県条例第14号）

1 学校職員の定数を次のとおりとすることとしました。（第3条関係）

(1) 県立学校職員 5,170人

(2) 市町村立学校職員 11,626人

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県公立学校職員給与条例の一部改正（栃木県条例第15号）

1 公立小中学校の統廃合等に伴い、へき地学校等について、所要の規定の整備をすることとしました。（別表第3関係）

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇栃木県地方警察職員定数条例の一部改正（栃木県条例第16号）

1 栃木県地方警察職員のうち警察官の定数を改定するため、所要の規定の整備をすることとしました。（第

2条関係)

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例の廃止**（栃木県条例第17号）

1 国の森林整備加速化・林業再生事業費補助金等による事業の終了に伴い、栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止することとしました。

2 この条例は、平成29年5月31日から施行することとしました。

◇**公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例の廃止**（栃木県条例第18号）

1 都市計画施設の区域内に所在する土地等で譲渡しようとするときに届出を要しないものの規模を緩和するため、公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規定に基づく規模を定める条例を廃止することとしました。

2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇**栃木県個人情報保護条例等の一部改正**（栃木県条例第19号）

個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報に係る規定の整備等を図るため、次のとおり改正することとしました。

1 栃木県個人情報保護条例関係

(1) 個人情報の定義に個人識別符号が含まれることとしました。

(2) 条例における「要配慮個人情報」の意義を定めることとしました。（以上第2条関係）

(3) 個人情報取扱事務登録簿の記載事項に、個人情報の収集方法及び個人情報を経常的に提供する場合における提供先を追加することとしました。（第5条関係）

(4) 実施機関は、法令等の規定に基づくとき等を除き、要配慮個人情報を収集してはならないこととしました。

(5) 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき等を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならないこととしました。（以上第6条関係）

(6) 非開示情報に、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報を追加することとしました。（第15条関係）

(7) 出資法人等が取り扱う個人情報の保護に係る規定を削除することとしました。（第47条関係）

(8) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 栃木県情報公開条例、栃木県個人情報保護条例の一部を改正する条例及び栃木県行政不服審査会条例関係 所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日等

(1) この条例は、一部を除き、平成29年5月30日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇**指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正**（栃木県条例第20号）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

1 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例関係

(1) 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないこととしました。（第179条関係）

(2) 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこととしました。

(3) 指定就労継続支援A型事業者の利用者への賃金及び工賃の支払に要する額は、原則として、自立支援給付の額をもって充ててはならないこととしました。（以上第180条関係）

(4) 指定就労継続支援A型事業者が当該事業所ごとに定めておかなければならない運営規程に係る事業の運営についての重要事項として、指定就労継続支援A型の内容、利用者に支払う賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間等を追加することとしました。（第184条の2関係）

(5) 所要の規定の整備をすることとしました。

2 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例関係

(1) 就労継続支援A型事業者が当該事業所ごとに定めておかなければならない運営規程に係る事業の運営に

ついでに重要事項として、就労継続支援A型の内容、利用者に支払う賃金及び工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間等を追加することとしました。(第71条の2関係)

- (2) 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならないこととしました。(第78条関係)
- (3) 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならないこととしました。(第79条関係)
- (4) 所要の規定の整備をすることとしました。

3 施行期日

この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

◇指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正(栃木県条例第21号)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、次のとおり改正することとしました。

- 1 児童指導員及び障害福祉サービス経験者を指定放課後等デイサービス事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業員とすることとしました。
- 2 指定放課後等デイサービス事業所及び基準該当放課後等デイサービス事業所に置かなければならない児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならないこととしました。(以上第73条及び第79条関係)
- 3 指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービス及び基準該当放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、自ら評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととしました。
- 4 指定放課後等デイサービス事業者及び基準該当放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、3の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととしました。(以上第77条の2及び第81条関係)
- 5 所要の規定の整備をすることとしました。
- 6 施行期日等

(1) この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

(2) 所要の経過措置を規定することとしました。

◇栃木県議会情報公開条例の一部改正(栃木県条例第22号)

- 1 非開示情報について、所要の規定の整備をすることとしました。(第7条及び第8条関係)
- 2 この条例は、平成29年5月30日から施行することとしました。

◇栃木県議会の会期に関する条例の一部改正(栃木県条例第23号)

- 1 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの会期における栃木県議会の定例日を定めることとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、平成29年4月1日から施行することとしました。

条 例

観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例を、ここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第三号

観光立県とちぎの実現に向けたおもてなしの推進等に関する条例

私たちのふるさと栃木県は、我が国を代表する国立公園である日光国立公園やラムサール条約湿地である渡良瀬遊水地などの四季折々の美しさを見せる豊かな自然、世界文化遺産である日光の社寺、我が国最古の総合大学である史跡足利学校、ユネスコ無形文化遺産である結城紬、鳥山の山あげ行事や鹿沼今宮神社祭の屋台行事、益子焼をはじめとする伝統工芸品などの数々の歴史的遺産や文化的遺産、豊かな水が育む多様な食、関東一の源泉数を誇る温泉など、

本物と言える様々な観光資源に恵まれている。

こうした郷土の魅力を守り、育て、又は創り出しながら、先人たちはこれまで多くの観光旅行者を魅了してきた。

このような栃木県ならではの魅力に支えられる観光は、人と人との触れ合いや交流を生み出し、地域社会に活気や成長、そして豊かさをもたらすものである。

急速に進行する少子高齢化や人口減少、経済のグローバル化による国際競争の激化など時代の大きな変化の中で、豊かで活力ある栃木県として今後も発展していくためには、栃木県ならではの魅力で国内外の多くの人を惹き付け、県内各地に呼び込み、また訪れたい観光地として選ばれる観光立県とちぎの実現を図る必要がある。

そのためには、誠実、勤勉、親切と言われる県民をはじめ、地域社会を構成する全ての主体が、おもてなし日本一の栃木県を目指し、郷土への誇りや愛着を持って、旅行者への感謝の念や思いやりの気持ちをおもてなしとして形に表していくことが重要である。

ここに、私たちは、観光立県とちぎの実現に向けた取組を県を挙げて推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、観光立県の実現に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県経済の持続的な発展及び活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「おもてなし」とは、旅行者に対する快適な旅行の確保に資する挨拶、案内その他のおもてなしをいう。

2 この条例において「観光事業者」とは、次に掲げる者（観光関係団体を除く。）をいう。

一 宿泊業、観光施設事業、交通事業又は旅行業を行う者

二 前号に掲げるもののほか、主として観光旅行者を対象として飲食店業、物品販売業その他の事業を行う者

3 この条例において「観光関係団体」とは、前項各号に掲げる者を構成員に含む団体であつて、観光の振興に関する取組を行うものをいう。

4 この条例において「県民等」とは、県民及び事業者（観光事業者及び観光関係団体（以下「観光事業者等」という。）を除く。）をいう。

(基本理念)

第三条 観光立県は、観光が本県経済を持続的に発展させ、及び活力ある地域社会を形成する上で重要であるとの認識の下に、その実現が図られなければならない。

2 観光立県は、県、市町村及び観光事業者等はもとより、全ての県民等が積極的な役割を果たすことにより、その実現が図られなければならない。

3 観光立県は、おもてなしの実践その他の観光の振興に関する取組においてそれぞれの旅行者の特性、その居住地域における風俗慣習及び生活様式等を理解し、郷土を誇り愛する心を持って、旅行者に対する感謝の念及び思いやりの気持ちを表すことを基本として、その実現が図られなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

(県と市町村との協力)

第五条 県及び市町村は、県が実施する観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策及び市町村が実施する観光の振興に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(観光事業者等の役割)

第六条 観光事業者等は、基本理念にのっとり、おもてなしの向上、国内外における競争力の強化等による観光の振興に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、構成員が行う観光の振興に関する取組を支援するよう努めるものとする。

3 観光関係団体は、基本理念にのっとり、構成員相互間の連携を促進するとともに、自らも、多様な主体と積極的に連携を図るよう努めるものとする。

4 観光事業者等は、県が実施する観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策及び市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第七条 県民等は、基本理念にのっとり、観光の意義についての理解を深め、おもてなしを実践するよう努めるものとする。

2 県民等は、基本理念にのっとり、本県の自然、歴史、文化、食、温泉等の魅力(以下「本県の魅力」という。)に対する理解を深めるとともに、それを積極的に発信するよう努めるものとする。

3 県民等は、県が実施する観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策及び市町村が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第八条 県は、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策を総合的に策定し、及び実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本計画)

第九条 知事は、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立県の実現に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光立県の実現に関する基本的方向

二 観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、観光立県の実現に関し必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、市町村、観光事業者等、県民等及び観光の振興に関して学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(おもてなしの推進)

第十条 県は、県民等によるおもてなしの実践を推進するため、観光におけるおもてなしの重要性の理解の増進等に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、観光事業者等によるおもてなしの向上を推進するため、おもてなしに関する研修の機会の充実等に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、県民等によるおもてなしの実践及び観光事業者等によるおもてなしの向上に当たっては、県民等及び観光事業者等がその居住し、又は所在する地域のみならず県内の他の地域の魅力を認識し、又は再確認し、その理解を深めることが重要であることを踏まえ、本県の魅力に関する学習の機会の充実等に必要な施策を講ずるものとする。

(魅力の創出)

第十一条 県は、観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光宣伝活動の実施等)

第十二条 県は、観光旅行者の来訪の促進を図るため、本県の魅力を生かした観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、県内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行の促進のための環境の整備)

第十三条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる宿泊施設その他の旅行に関連する施設及び公共施設の整備、これらの利便性の向上等に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、観光旅行者の移動の円滑化を図るため、公共交通機関の利便性の向上、観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、観光旅行の安全の確保を図るため、県内における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供、観光旅行における事故の発生の防止等に必要な施策を講ずるものとする。

(外国人観光旅行者の来訪の促進)

第十四条 前二条に定めるもののほか、県は、外国人観光旅行者の来訪の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成)

第十五条 県は、観光の振興を担う人材の育成を図るため、観光の振興に関する取組に携わる者及び観光の振興に意欲を有する者の観光に関する知識及び能力の向上等に必要な施策を講ずるものとする。

(多様な主体の連携の促進)

第十六条 県は、観光立県の実現に向けた多様な主体の連携の促進を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(調査の実施等)

第十七条 県は、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策の策定及び実施に資するため、観光に関する調査の実施、統計の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(国等との連携)

第十八条 県は、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策の実施に関し、国、他の都道府県、教育機関等との連携に努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に定められている観光立県の実現に関する県の基本的な計画であつて、観光立県の実現に向けたおもてなしの推進等の施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのもは、第九条第一項から第三項までの規定により定められた基本計画とみなす。

(観光交流課)

栃木県准看護師修学資金貸与条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第四号

栃木県准看護師修学資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、准看護師を養成する施設に在学する者であつて、養育する子を有するものに対し、修学に必要な資金（以下「修学資金」という。）を貸与することにより、准看護師の充実及び子を養育する者の就職の促進を図るとともに、看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）の安定的な確保に資することを目的とする。

(貸与の対象)

第二条 修学資金の貸与の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十一条第二号の規定に基づき知事の指定した准看護師養成所（以下「養成所」という。）に在学していること。
- 一 養成所に入学した日現在において、県内に住所を有し、かつ、子（十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子に限る。）を養育する者であること。

三 養成所を卒業した後、次に掲げる県内の施設等（ロに掲げる施設にあつては、県外の施設を含む。以下「医療機関等」という。）において准看護師の業務に従事する意思を有すること。

イ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院又は同条第二項に規定する診療所

ロ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設

ハ 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設

ニ 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業（同条第四項に規定する訪問看護を行う事業に限る。）を行う事業所

ホ 介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定に係る同法第八条第十四項に規定する地域密着型サービス事業（同条第十五項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（同項第一号に該当するものに限る。）又は同条第二十三項に規定する複合型サービス（訪問看護を組み合わせることにより提供されるものに限る。）を行う事業に限る。）を行う事業所

（貸与額等）

第三条 修学資金の貸与の月額、養成所の授業料の年額に相当する額から十八万円を控除した額を十二で除して得た額（その額が一万円を超えるときは、一万円）とする。この場合において、その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、養成所に入学した日の属する月の修学資金の貸与額は、同項の貸与の月額に養成所の入学金に相当する額（その額が十万円を超えるときは、十万円）を加算した額とする。

3 修学資金は、無利息とする。

（貸与期間）

第四条 修学資金は、次条第二項の規定により結ばれた貸与契約に定められた月から養成所を卒業する日の属する月までの間、貸与するものとする。

2 修学資金は、養成所の正規の修学期間を超えて貸与しないものとする。

（貸与契約等）

第五条 修学資金の貸与を受けようとする者は、保証人を立て、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合において、貸与することが適当であると認めるときは、修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を結ぶものとする。

3 第一項の保証人は、貸与契約の相手方（以下「借受者」という。）と連帯して債務を負担するものとする。

(修学資金の総額)

第六条 知事は、貸与契約を結ぶ場合には、貸与契約に基づいて貸与すべき修学資金の総額が、予算で定める金額を超えることとならないようにしなければならない。

(貸与契約の解除及び貸与の休止)

第七条 知事は、借受者が修学資金の貸与期間中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、貸与契約を解除するものとする。

- 一 死亡したとき。
- 二 退学したとき。
- 三 心身の故障のため、引き続き養成所に在学する見込みがなくなったとき。
- 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
- 五 その他修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなったとき。

2 知事は、借受者が修学資金の貸与期間中に休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行わないものとする。この場合において、これらの月の分として既に貸与された修学資金があるときは、その修学資金は、当該借受者が復学した日の属する月の翌月以降の分として貸与されたものとみなす。

(返還)

第八条 修学資金は、前条第一項の規定により貸与契約が解除されたとき、又は貸与契約における貸与期間が満了したときは、知事の定める日までに一括して返還しなければならない。

(返還の猶予)

第九条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間、修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。

- 一 第七条第一項の規定により貸与契約が解除された後引き続き当該貸与契約に係る養成所に在学している場合 当該解除の日から当該養成所に在学しなくなった日の属する月の末日までの期間
- 二 都道府県知事が養成所を卒業した日の属する月の末日までに行う准看護師試験に合格した場合 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から末日までの期間
- 三 知事が別に定める日において、都道府県知事が養成所を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年以内に行う准看護師試験を受験する意思を有すると認められる場合 (前号に掲げる場合に該当する場合を除く。) 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から、同日から起算して一年一月を経過する日までの期間
- 四 養成所を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日までの間に知事が別に定める看護師を養成する施設 (以下「看護師養成施設」という。) に入学した場合 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から当該看護師養成施設に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までの期間
- 五 第三号に掲げる場合に該当する場合で、養成所を卒業した日の属する月の翌月の初日か

ら起算して一年一月以内に看護師養成施設に入学したとき 当該卒業の日の属する月の翌月の初日から起算して一年一月を経過する日の翌日から当該看護師養成施設に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までの期間

六 看護師養成施設を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日までの間に知事が別に定める保健師若しくは助産師を養成する施設又は看護学を履修する大学院の課程（以下「保健師等養成施設等」という。）に入学した場合 当該卒業の日の属する月の翌々月の初日から当該保健師等養成施設等に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までの期間

七 前各号に掲げる場合のほか、災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難と認められる場合 知事が適当と認める期間

（返還の免除）

第十条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、修学資金の返還の債務の全部を免除するものとする。

一 第七条第一項第一号又は第三号に該当するとき。

二 養成所を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日（前条第三号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該卒業の日の属する月の翌月の初日から起算して一年一月を経過する日）までの間（以下「業務従事等準備期間」という。）に医療機関等において准看護師の業務に従事したとき。

三 業務従事等準備期間に看護師養成施設に入学した場合で、当該看護師養成施設に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までに医療機関等において看護師又は准看護師の業務に従事したとき。

四 業務従事等準備期間に入学した看護師養成施設を卒業した後、当該卒業の日の属する月の翌月の末日までの間に保健師等養成施設等に入学した場合で、当該保健師等養成施設等に在学しなくなった日の属する月の翌月の末日までに次に掲げるいずれかの施設等において看護職員の業務に従事したとき。

イ 医療機関等

ロ 県内の母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センター（助産師が業務に従事する場合に限る。）

ハ 県内の地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第二十一條第二項第一号に規定する特定町村（保健師が業務に従事する場合に限る。）

五 前各号に掲げる場合のほか、災害、病気その他やむを得ない事由により修学資金を返還することが困難と認められるとき。

（延滞利息）

第十一条 借受者は、正当な理由がなく、修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかつたときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間に応じ、返還すべき額につき年十・九五パーセントの割合で計算した延滞金を支払わなければならない。

(規則への委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 修学資金は、この条例の施行の日以降に新たに養成所に入学する者から貸与する。

(医療政策課)

栃木県国民健康保険運営協議会条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県条例第五号

栃木県国民健康保険運営協議会条例

(設置)

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十一号)附則第九条の規定に基づき、同法第四条の規定による改正後の国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)第十一条第一項及び第三項に規定する国民健康保険事業の運営に関する事項を審議するため、栃木県国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織)

第二条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって組織し、その定数は、当該各号に定める数とする。

- 一 国民健康保険の被保険者を代表する委員 三人
- 一 保険医又は保険薬剤師(健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師をいう。)を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和三十七年法律第八十号)第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。)を代表する委員 二人

- 2 委員は、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、前項の規定による任命の日から平成三十年三月三十一日までとする。

(会長)

第三条 協議会に会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、第一項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。

(国保医療課)

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第六号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十七年栃木県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条第十八号を削る。

第十条に次の一項を加える。

- 3 第一項の業務に従事した時間のうち、著しく危険な業務で人事委員会規則で定めるものに従事した時間がある場合は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による額（時間を単位として定めるものに限る。）に、当該業務に従事した時間一時間につき当該額の百分の三十に相当する額を加算する。

第二十七条から第三十五条までを削り、第三十六条を第二十七条とする。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(人事課)

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第七号

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成十一年栃木県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「二十二の三の項」を「二十二の二の項」に改める。

別表第一中二十二の項を削り、二十二の二の項を二十二の項とし、二十二の三の項を二十二の二の項とする。

別表第二の三十の二の項中「附則第三条及び第六条」を「附則第六条」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 改正前の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務のうち、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第四十七号）附則第五条第二項の規定によりなお従前の例によることとされるものについては、改正後の栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第一の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（行政改革推進室）

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第八号

栃木県手数料条例等の一部を改正する条例

（栃木県手数料条例の一部改正）

第一条 栃木県手数料条例（昭和三十二年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一の八の七の項、八の八の項」を「別表第一の八の八の項、八の九の項」に改める。

別表第一中八の八の項を八の九の項とし、八の五の項から八の七の項までを一項ずつ繰り下げ、同表八の四の項中「（昭和三十二年政令第四十三号）」を削り、同項を同表八の五の項とし、同表八の三の項の次に次のように加える。

八の四 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十六条の二十八の二第一項第二号に規定する要件を満たす法人であることの証明書の交付	一通につき四百二十円
---	------------

別表第一の百九十三の十六の項及び百九十三の十七の項中「附則第二条から第四条まで又は第六条」を「附則第六条」に改め、「又は医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許

可証」を削り、同表二百三三の二の項を削り、同表三百三三の項の下欄の1中「一万九千九百円」を「二千九百円以上一万九千九百円以内」に改め、同表三百二十七の項の下欄中13を15とし、12を13とし、その次に次のように加える。

14 コンピュータ援用設計 一時間まで五千七百三十円、一時間を超える場合はその超える一時間までごとに四千四百八十円を加算した金額

別表第一の三百二十七の項の下欄中11を12とし、7から10までを8から11までとし、同欄の6のハ中「五万九千四百円」を「二万四千六百円」に改め、同欄中6を7とし、5を6とし、4の次に次のように加える。

5 電磁両立性の試験又は測定 次に掲げる試験又は測定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ エミッション測定 一試料につき一時間まで三万二千九百円、一時間を超える場合はその超える一時間までごとに三万三百円を加算した金額

ロ イミュニティ試験 一試料につき一時間まで一万三千九百円、一時間を超える場合はその超える一時間までごとに九千四百三十円を加算した金額

ハ 耐ノイズ試験 一試料につき一時間まで六千二百五十円、一時間を超える場合はその超える一時間までごとに四千九百十円を加算した金額

別表第一の四百十一の九の項の下欄中11を12とし、4から10までを5から11までとし、3の次に次のように加える。

4 実大材接合部試験 一試料につき一万百四十円

別表第一の四百六十四の五の項の下欄の1のイ中「基準」の下に「(以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）」を加え、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は」を削り、「登録住宅性能評価機関」の下に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成二十七年法律第五十三号)第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加え、同欄の1のロの(3)の(iii)中「非住宅部分」の下に「(標準入手法・主要室入手法(低炭素建築物誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。次項において同じ。))を用いるものに限る。）」を加え、同欄の1のロの(3)中(iii)を(iv)とし、(ii)の次に次のように加える。

(iii) 非住宅部分(モデル建物法(低炭素建築物誘導基準であつて、知事が指定するものをいう。次項において同じ。))を用いるものに限る。)について、次の表の上欄に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる金額

三百平方メートル以内の場合	八万円
三百平方メートルを超え二千平方メートル以内の場合	十三万円
二千平方メートルを超え五千平方メートル以内の場合	二十一万円

五千平方メートルを超え一万平方メートル以内の場合	二十八万円
一万平方メートルを超え二万五千平方メートル以内の場合	三十四万円
二万五千平方メートルを超える場合	四十万円

別表第一の四百六十四の六の項の下欄の1のロの(3)の(iii)中「非住宅部分」の下に「(モデル建物法を用いるものに限る。)」を加え、同欄の1のロの(3)中(iv)を(v)とし、(iii)の次に次のように加える。

- (iv) 計画の認定を受けた非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)について、前項の下欄の1のロの(3)の(iv)に規定する金額の二分の一に相当する金額

別表第一の四百六十四の十の項の下欄の1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に規定する」、「(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)」及び「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は」を削り、「登録住宅性能評価機関」の下に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加え、同欄の2のホの(5)及び(6)中「(建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。)」を削り、同項を同表四百六十四の十五の項とし、同表四百六十四の九の項の下欄の1のロの(3)の(iii)中「非住宅部分」の下に「(モデル建物法を用いるものに限る。)」を加え、同欄の1のロの(3)中(iv)を(v)とし、(iii)の次に次のように加える。

- (iv) 計画の認定を受けた非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)について、前項の下欄の1のロの(3)の(iv)に規定する金額の二分の一に相当する金額

別表第一の四百六十四の九の項を同表四百六十四の十四の項とし、同表四百六十四の八の項中「(平成二十七年法律第五十三号)」を削り、同項の下欄の1のイ中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関又は」を削り、「登録住宅性能評価機関」の下に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十五条第一項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加え、同欄の1のロの(3)の(iii)及び(iv)中「いう」の下に「。次項において同じ」を加え、同項を同表四百六十四の十三の項とし、同表四百六十四の七の項の次に次のように加える。

<p>四百六十四の八 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処</p>
--	--

理施設（次項、四百六十四の十の項及び四百六十四の十二の項において「工場、倉庫等」という。）の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ モデル建物法（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準（以下この項及び四百六十四の十五の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。）であつて、知事が指定するものをいう。以下この項、次項及び四百六十四の十五の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 床面積の合計が二千平方メートル未満の場合 三万五千円
- (2) 床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合 八万七千円
- (3) 床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合 十三万円
- (4) 床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合 十六万円
- (5) 床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合 二十万円

ロ 標準入力法・主要室入力法（建築物エネルギー消費性能基準であつて、知事が指定するものをいう。以下この項から四百六十四の十一の項まで及び四百六十四の十五の項において同じ。）を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 床面積の合計が二千平方メートル未満

の場合 三万九千円

(2) 床面積の合計が二千平方メートル以上
五千平方メートル未満の場合 九万四千
円

(3) 床面積の合計が五千平方メートル以上
一万平方メートル未満の場合 十三万円

(4) 床面積の合計が一万平方メートル以上
二万五千平方メートル未満の場合 十七
万円

(5) 床面積の合計が二万五千平方メートル
以上の場合 二十一万円

2 1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築
物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げ
る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金
額

イ モデル建物法を用いる場合 次に掲げる
場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金
額

(1) 床面積の合計が二千平方メートル未満
の場合 十三万円

(2) 床面積の合計が二千平方メートル以上
五千平方メートル未満の場合 二十一万
円

(3) 床面積の合計が五千平方メートル以上
一万平方メートル未満の場合 二十八万
円

(4) 床面積の合計が一万平方メートル以上
二万五千平方メートル未満の場合 三十
四万円

(5) 床面積の合計が二万五千平方メートル
以上の場合 四十万円

ロ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合
次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ
次に定める金額

(1) 床面積の合計が二千平方メートル未満
の場合 三十六万七千二百二十円

	<p>(2) 床面積の合計が二千平方メートル以上 五千平方メートル未満の場合 五十一万 九千八百円</p> <p>(3) 床面積の合計が五千平方メートル以上 一万平方メートル未満の場合 六十三万 三百二十円</p> <p>(4) 床面積の合計が一万平方メートル以上 二万五千平方メートル未満の場合 七十 四万三千四百八十円</p> <p>(5) 床面積の合計が二万五千平方メートル 以上の場合 八十五万五千五百二十円</p>
<p>四百六十四の九 建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する法律第十二 条第二項の規定に基づく建築物エネ ルギー消費性能確保計画の変更に係 る建築物エネルギー消費性能適合性 判定</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判 定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に 供する建築物に係る建築物エネルギー消費性 能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ モデル建物法を用いる場合 前項の下欄 の1のイに規定する金額の二分の一に相当 する金額</p> <p>ロ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 前項の下欄の1のロに規定する金額の二 分の一に相当する金額</p> <p>2 1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築 物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げ る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金 額</p> <p>イ モデル建物法を用いる場合 前項の下欄 の2のイに規定する金額の二分の一に相当 する金額</p> <p>ロ 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 前項の下欄の2のロに規定する金額の二 分の一に相当する金額</p>
<p>四百六十四の十 建築物のエネルギー 消費性能の向上に関する法律第十三 条第二項の規定に基づく建築物エネ</p>	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>1 建築物（非住宅部分の全部を工場、倉庫等</p>

<p>ルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>	<p>の用途に供するものを除く。以下この項において同じ。）の床面積の合計が二千平方メートル未満の場合 三十三万九千五百二十円</p> <p>2 建築物の床面積の合計が二千平方メートル以上五千平方メートル未満の場合 四十四万二千八百円</p> <p>3 建築物の床面積の合計が五千平方メートル以上一万平方メートル未満の場合 五十一万七千三百二十円</p> <p>4 建築物の床面積の合計が一万平方メートル以上二万五千平方メートル未満の場合 六十万四千八百円</p> <p>5 建築物の床面積の合計が二万五千平方メートル以上の場合 六十六万八千五百二十円</p>
<p>四百六十四の十一 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十三条第三項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定（標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。）</p>	<p>前項の下欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の二分の一に相当する金額</p>
<p>四百六十四の十二 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第二項又は第十三条第三項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更であることの証明の申請に対する審査</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この項において「計画」という。）の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第十二条第一項又は第二項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>イ 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物 四百六十四の八の項の下欄の1に規定する金額の二分の一に相当する金額</p> <p>ロ イに掲げる建築物以外の建築物 四百六十四の八の項の下欄の2に規定する金額の二分の一に相当する金額</p>

	2 1に掲げる計画以外の計画 四百六十四の十の項の下欄に規定する金額の二分の一に相当する金額
--	--

(栃木県都市公園条例の一部改正)

第二条 栃木県都市公園条例(昭和四十九年栃木県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「興業」を「興行」に改める。

別表第一の1栃木県総合運動公園の部(1)運動施設の項ア施設名及び一般利用料金の基準額

又は一般使用料(ア)陸上競技場等の表中「野 球 場」を

「野球場(本球場)」に、

軟式野球場	1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
-------	----	--------	--------	--------	---	---	---

野球場A	1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
野球場B	1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
野球場C	1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
ウォームアップ場	—	550円	720円	1,210円	—	—	—

球技広場	—	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
サッカーラグビー場	1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—

サッカー・ラグビー場	1面	2,860円	3,740円	6,290円	—	—	—
------------	----	--------	--------	--------	---	---	---

め、同項備考4を削り、同項備考中5を4とし、同部(2)会議室の項の表中

野球場第1会議室	を	野球場(本球場)第1会議室	に改め、同項
野球場第2会議室		野球場(本球場)第2会議室	

備考2中「野球場」を「野球場(本球場)」に改め、同部(3)附属設備の項ア陸上競技場等の表を次のように改める。

ア 陸上競技場等

(ア) 照明設備

設備名	使用区分	全点灯	2 / 3 調光	2 / 5 調光

野球場（本球場）照明設備	1時間	12,000円	7,800円	6,700円
--------------	-----	---------	--------	--------

(イ) 照明設備以外の設備

設備名	使用区分		1日	夜間
	午前	午後		
陸上競技場放送設備	640円	830円	1,440円	—
野球場（本球場）電光掲示板	2,670円	2,880円	5,340円	—
野球場（本球場）放送設備	640円	830円	1,440円	—
水泳場放送設備	640円	830円	1,440円	—
トレーニングセンター放送設備	640円	740円	1,380円	740円

別表第一の「栃木県総合運動公園の部③附属設備」の項備考を次のように改める。

備考

- 1 使用区分は、次のとおりとする。
 - (1) 午前とは、午前8時30分から午前12時までをいう。
 - (2) 午後とは、午後零時から午後6時まで（トレーニングセンター放送設備にあつては、午後1時から午後5時まで）をいう。
 - (3) 1日とは、午前8時30分から午後6時まで（トレーニングセンター放送設備にあつては、午前8時30分から午後5時まで）をいう。
 - (4) 夜間とは、午後5時から午後9時までをいう。
- 2 やむを得ない理由により午後6時後に野球場（本球場）電光掲示板を使用する場合の使用料は、使用時間1時間につき、720円とする。
- 3 やむを得ない理由により午後6時後に野球場（本球場）放送設備を使用する場合の使用料は、使用時間1時間につき、200円とする。

（栃木県農業大学校条例の一部改正）

第三条 栃木県農業大学校条例（昭和五十九年栃木県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「三万円」を「九万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中栃木県手数料条例別表第一の三百三の項の改正規定及び附則第三項の規定は、同年九月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に申請がなされている事務に係る栃木県手数料条例に規定する手数料については、なお従前の例による。
- 3 平成二十九年九月一日前に職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により公示された技能検定試験の実施に係る栃木県手数料条例

- 別表第一の三百三の項に規定する手数料については、なお従前の例による。
- 4 施行日前に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号。以下「建築物省エネ法」という。）附則第六条の規定による改正前のエネルギー使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第七十六条第一項に規定する登録建築物調査機関（以下「旧登録建築物調査機関」という。）が交付した低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律（平成二十四年法律第八十四号）第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合における第一条の規定による改正後の栃木県手数料条例（以下「新条例」という。）別表第一の四百六十四の五の項の上欄に掲げる事務に係る手数料については、同項の下欄の1のロの規定にかかわらず、同欄の1のイに規定する金額と同欄の2に規定する金額とを合算した金額とする。
- 5 施行日前に旧登録建築物調査機関が交付した低炭素建築物新築等計画の変更が都市の低炭素化の促進に関する法律第五十五条第二項において準用する同法第五十四条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合における新条例別表第一の四百六十四の六の項の上欄に掲げる事務に係る手数料については、同項の下欄の1のロの規定にかかわらず、同欄の1のイに規定する金額と同欄の2に規定する金額とを合算した金額とする。
- 6 施行日前に旧登録建築物調査機関が交付した建築物エネルギー消費性能向上計画が建築物省エネ法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合における新条例別表第一の四百六十四の十三の項の上欄に掲げる事務に係る手数料については、同項の下欄の1のロの規定にかかわらず、同欄の1のイに規定する金額と同欄の2に規定する金額とを合算した金額とする。
- 7 施行日前に旧登録建築物調査機関が交付した建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が建築物省エネ法第三十条第一項第一号に掲げる基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合における新条例別表第一の四百六十四の十四の項の上欄に掲げる事務に係る手数料については、同項の下欄の1のロの規定にかかわらず、同欄の1のイに規定する金額と同欄の2に規定する金額とを合算した金額とする。
- 8 施行日前に旧登録建築物調査機関が交付した建築物のエネルギー消費性能が建築物省エネ法第二条第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨を証する書類の添付があつた場合における新条例別表第一の四百六十四の十五の項の上欄に掲げる事務に係る手数料については、同項の下欄の2の規定にかかわらず、同欄の1に規定する金額とする。

（文書学事課）

栃木県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第九号

栃木県県税条例等の一部を改正する条例

(栃木県県税条例の一部改正)

第一条 栃木県県税条例(平成十七年栃木県条例第五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八条第一項中「平成二十八年度分」を「当該各号に定める年度以後の年度分」に改め、同項第一号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度」に改め、同項第二号中「平成十七年三月三十一日」を「平成十八年三月三十一日」に、「もの」を「もの 新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度」に改め、同条第二項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改め、同条第三項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで」に、「にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分」を「には、平成二十九年度分」に改める。

(栃木県県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 栃木県県税条例の一部を改正する条例(平成二十四年栃木県条例第四十五号)の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に改める。

(栃木県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第三条 栃木県県税条例等の一部を改正する条例(平成二十八年栃木県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第二号中「附則第二条第六項から第九項まで」を「附則第二条第六項」に改め、同条第三号中「附則第二条第十項」を「附則第二条第七項」に改める。

附則第二条第二項中「。次項から第五項までにおいて同じ」を削り、同条第四項第三号中「を合計した金額」を削り、同条第六項及び第七項を次のように改める。

6 第二項から前項までの規定は、新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで
-----	---------------------	---------------------------

第三項	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分調整後付加価値額
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成二十九年度分基準法人事業税額
	四分の三	二分の一
	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額
	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分調整後付加価値額
第四項	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成二十九年度分基準法人事業税額
	額の三倍に相当する額	額
	四十億円で	二十億円で
	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額
	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分調整後付加価値額
前項	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分調整後付加価値額
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成二十九年度分基準法人事業税額
	額の三倍に相当する額	額
	四十億円で	二十億円で
	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額

7 第二項から第五項までの規定は、新条例第五十四条第一項第一号イに掲げる法人に対する平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額

	値額	額
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	四分の三	四分の一
	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第三項	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	額の二倍に相当する額	額
	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第四項	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	四分の三	四分の一
	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額
第五項	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十年度分調整後付加価値額
	平成二十八年度分基準法人事業税額	平成三十年度分基準法人事業税額
	額の二倍に相当する額	額
	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十年度分法人事業税額

附則第二条第八項から第十項までを削る。

第四条 栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中栃木県県税条例附則第二十八条の改正規定を次のように改める。

附則第二十八条の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一項中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「バス（一般乗合用のものに限る。）」を「第百六条第一項第三号イ(1)に規定する一般乗合用バス」に、「第百六条」を「同条」に改め、同項第一号中「道路運送車両法第七条第一項（新規登録の申請）」を「第百三条の二第三項」に、「新車新規登録」を「初回新規登録」に改め、同項第二号中「軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車」を「法第百四十九条第一項第五号（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）に規定する軽油自動車」に、「新車新規登

録」を「初回新規登録」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

附則第一条中「平成二十九年四月一日」を「平成三十一年十月一日」に、同条ただし書中「公布の日」を「公布の日から、附則第六条第三項の規定は平成三十二年四月一日」に改める。

附則第五条第二項中「平成二十九年度」を「平成三十一年度分の施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び平成三十二年度」に、「平成二十八年度分までの」を「平成三十一年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する」に改める。

附則第六条を次のように改める。

(栃木県特別会計設置条例の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第三条の規定による改正後の栃木県特別会計設置条例（以下「新特別会計設置条例」という。）の規定の適用については、当分の間、新特別会計設置条例第二条の表栃木県自動車税納税証紙特別会計の項事業の内容又は設置の理由の欄中「自動車税」とあるのは、「自動車税（栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第四十八号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税を含む。以下この項において同じ。）」とする。

2 平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における新特別会計設置条例の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、新特別会計設置条例第二条の表栃木県自動車税納税証紙特別会計の項中「栃木県自動車税納税証紙特別会計」とあるのは「栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計」と、「自動車税に」とあるのは「自動車取得税（栃木県県税条例等の一部を改正する条例（平成二十八年栃木県条例第四十八号）附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる自動車取得税を含む。以下この項において同じ。）及び自動車税に」と、「自動車税納税証紙収入」とあるのは「自動車取得税及び自動車税納税証紙収入」と、「自動車税として」とあるのは「自動車取得税及び自動車税として」とする。

3 栃木県自動車取得税・自動車税納税証紙特別会計に係る平成三十一年度の収入及び支出並びに決算に関しては、前項の規定により読み替えて適用される新特別会計設置条例の規定の例による。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の栃木県県税条例附則第二十八条の規定は、平成二十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(税務課)

例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第十号

特定非営利活動促進法施行条例及び栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

第一条 特定非営利活動促進法施行条例(平成十年栃木県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「遅滞なく、同項の海外への送金又は金銭の持出しを行うときはあらかじめ」を「遅滞なく」に改める。

第十四条中「仮認定」を「法第五十八条第一項の特例認定」に改める。

第十五条中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第十六条第一項及び第二項中「から第四項まで」を「及び第三項」に改め、同条第三項中「第五十四条第五項」を「第五十四条第四項」に改める。

(栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十一年栃木県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の六の二の項第二号中「縦覧」を「公表並びに縦覧」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成二十八年法律第七十号)附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正後の特定非営利活動促進法施行条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(県民文化課)

栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第十一号

栃木県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

栃木県生活環境の保全等に関する条例(平成十六年栃木県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の次に次の一条を加える。

(市町村の条例との関係)

第六十六条の二 市町村が定める公害の防止その他事業活動及び日常生活に伴う環境への負荷

の低減を図るための条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであるときは、当該市町村の区域を指定し、この条例の規定の一部を適用しない。

2 前項の指定は、告示してしなければならない。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(環境保全課)

地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十二号

地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会条例の一部を改正する条例

地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会条例(平成二十七年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会条例

第一条中「地方独立行政法人栃木県立がんセンター評価委員会」を「地方独立行政法人栃木県立がんセンター及び地方独立行政法人栃木県立リハビリテーションセンター評価委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(保健福祉課)

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十三号

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十五年栃木県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

目次、第十八条及び第二十二條第二項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設

設」に改める。

第二十九条第二項及び第六十条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

第十二章の章名及び第九十二条中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第九十四条第一項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第四項中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に、「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

第九十五条（見出しを含む。）から第百条までの規定中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

第百二条第二項及び第百十三条第二項中「第十三条第二項各号」を「第十三条第三項各号」に改める。

（栃木県看護職員修学資金貸与条例の一部改正）

第二条 栃木県看護職員修学資金貸与条例（昭和三十九年栃木県条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「第二十一条に規定する母子健康センター」を「第二十一条第一項に規定する母子健康包括支援センター」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（こども政策課）

学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第十四号

学校職員定数条例の一部を改正する条例

学校職員定数条例（昭和三十二年栃木県条例第二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「五、一六四人」を「五、一七〇人」に、「一一、六四三人」を「一一、六二六人」に、「一六、八〇七人」を「一六、七九六人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第十五号

栃木県公立学校職員給与条例の一部を改正する条例

栃木県公立学校職員給与条例（昭和三十二年栃木県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二一くま地学校等の部くま地学校に準ずる学校の項中

「
 日光市立小来川中学校
 茂木町立逆川中学校
 」を「
 日光市立小来川中学校
 」に改め、同部一級の
 項中 「
 日光市立足尾中学校
 日光市立栗山中学校
 」を「
 日光市立足尾中学校
 」に改め、同部二
 級の項中 「
 鹿沼市立上粕尾小学校
 日光市立栗山小学校
 」を
 「
 日光市立栗山小学校
 日光市立栗山中学校
 」に改め、同表の特別の地域に
 所在する学校の部中 「
 茂木町立中川中学校
 大田原市立佐久山中学校
 」を「
 大田原市立佐久山中学校
 」
 に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(教育委員会事務局教職員課)

栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十六号

栃木県地方警察職員定数条例の一部を改正する条例

栃木県地方警察職員定数条例（昭和二十九年栃木県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「三、四二四人」を「三、四二九人」に、「三、八七八人」を「三、八九三人」に改め、同条第三項中「二四八人」を「二四九人」に、「九六九人」を「九七三人」に、「一、〇〇二人」を「一、〇〇七人」に、「一、〇七七人」を「一、〇八二人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(警察本部警務課)

栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第十七号

栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例を廃止する条例

栃木県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成二十一年栃木県条例第三十八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十一日から施行する。

（林業振興課）

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規定に基づく規模を定める条例を廃止する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第十八号

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規定に基づく規模を定める条例を廃止する条例

公有地の拡大の推進に関する法律施行令第三条第三項ただし書の規定に基づく規模を定める条例（平成十五年栃木県条例第八号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

（都市計画課）

栃木県個人情報保護条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第十九号

栃木県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

（栃木県個人情報保護条例の一部改正）

第一条 栃木県個人情報保護条例（平成十三年栃木県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「特定の個人が識別され、又は識別され得る」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第二条第三項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

二 個人識別符号が含まれるもの

第二条中第八項を第九項とし、第四項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項中「(電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして実施機関が定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第五条第一項中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号の次に次の二号を加える。

六 個人情報の収集方法

七 個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合には、その提供先

第六条第二項中「思想、信条及び信教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」を「要配慮個人情報」に改め、同条に次の一項を加える。

4 実施機関は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記録された当該本人の個人情報を収集するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

一 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

二 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

三 利用目的を本人に明示することにより、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

四 収集の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第十五条中第八号を削り、第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「(第十三条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わつて開示請求をする場合にあっては、当該本人をいう。以下この号及び次号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。)」を削り、「開示請求者以外の特定の個人が識別され、若しくは識別され得る」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」若しくは個人識別符号が含まれる」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

一 開示請求者（第十三条第二項の規定により未成年者又は成年被後見人の法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合にあつては、当該本人をいう。次号及び第四号、次条第二項並びに第二十三条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報

第十六条第二項中「前条第二号」を「前条第三号」に改め、「うち、」の下に「氏名、生年月日その他の」を、「記述等」の下に「及び個人識別符号」を加える。

第二十三条第二項第一号中「第十五条第二号ロ又は同条第三号ただし書」を「第十五条第二号ロ又は同条第四号ただし書」に改める。

第三十五条第一項第一号中「第二十八条」を「第二十九条」に改める。

第四十四条第一項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）」を「行政機関個人情報保護法」に改める。

第四十七条から第五十二条までを次のように改める。

第四十七条から第五十二条まで 削除

第五十三条第三項中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」を「行政機関個人情報保護法」に改める。

第五十八条中「第二条第五項第一号」を「第二条第六項第一号」に改める。

（栃木県情報公開条例の一部改正）

第二条 栃木県情報公開条例（平成十一年栃木県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」に改める。

第八条第二項中「うち、」の下に「氏名、生年月日その他の」を加える。

（栃木県個人情報保護条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 栃木県個人情報保護条例の一部を改正する条例（平成二十七年栃木県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条中栃木県個人情報保護条例第二条に一項を加える改正規定を次のように改める。

第二条に次の一項を加える。

10 この条例において「情報提供等の記録」とは、番号利用法第二十三条第一項及び第二項（これらの規定を番号利用法第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

第三条のうち栃木県個人情報保護条例第三十四条の改正規定中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」を加える。

(栃木県行政不服審査会条例の一部改正)

第四条 栃木県行政不服審査会条例(平成二十八年栃木県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第二十六条第一項」を「第二十七条第一項」に改める。

第十一条第三項中「第二条第四項」を「第二条第五項」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。ただし、第三条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第一条の規定による改正後の栃木県個人情報保護条例第十五条の規定は、この条例の施行後にされた栃木県個人情報保護条例第十三条第二項に規定する開示請求(以下「開示請求」という。)について適用し、この条例の施行前にされた開示請求については、なお従前の例による。

(文書学事課)

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第一条 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十五年栃木県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第七十九条に次の一項を加える。

- 3 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第八十条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 指定就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、前項の利用者に支払う貸金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十条に次の一項を加える。

6 第二項の貸金及び第三項の工賃の支払に要する額は、自立支援給付の額をもって充ててはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第百八十四条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第百八十四条の二 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 指定就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、第百八十条第二項の賃金及び同条第三項の工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

第百八十五条中「第八十九条から」の下に「第九十一条まで、第九十三条から」を加え、「第百八十五条において準用する第九十二条」を「第百八十四条の二」に改める。

(障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第七十一条の次に次の一条を加える。

(運営規程)

第七十一条の二 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員
- 五 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものを除く。）並びに利用者から受領する

費用の種類及びその額

- 六 就労継続支援A型の内容（生産活動に係るものに限る。）、第七十九条第二項の賃金及び同条第三項の工賃並びに利用者の労働時間及び作業時間
- 七 通常の事業の実施地域
- 八 サービスの利用に当たつての留意事項
- 九 緊急時等における対応方法
- 十 非常災害対策
- 十一 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には、当該障害の種類
- 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十三 その他運営に関する重要事項

第七十八条に次の一項を加える。

- 3 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、利用者の就労に必要な知識及び能力の向上に努めるとともに、その希望を踏まえたものとしなければならない。

第七十九条第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、前項の利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない。

第八十四条中「第三十六条」を削る。

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第二十一号

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十五年栃木県条例第二十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「及び第五十条」を「第五十条及び第七十三条」に改める。

第七十三条第一項第一号中「指導員又は保育士 指定放課後等デイサービス」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経歴者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程

以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、一年以上障害福祉サービスの事業に従事したものをいう。以下同じ。) 指定放課後等デイサービスに、「指導員又は保育士の」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の」に改め、同条第二項中「指導員又は保育士」を「同項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条第五項中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 第一項の規定により置かななければならない同項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第七十七条の次に次の一条を加える。

(情報の提供等)

第七十七条之二 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービスの利用をしようとする障害児が適切かつ円滑に当該利用をすることができるよう、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、第七十八条において準用する第二十七条第三項の規定により、その提供する指定放課後等デイサービスの質の評価及び改善を行うに当たっては、次に掲げる事項について、自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて、その改善を図らなければならない。

一 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性及び障害の特性その他の事情を踏まえた指定放課後等デイサービスを提供するための体制の整備の状況

二 従業員の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況

三 指定放課後等デイサービスの事業の用に供する設備及び備品等の状況

四 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況

五 当該指定放課後等デイサービス事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況

六 緊急時等における対応方法及び非常災害対策

七 指定放課後等デイサービスの提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね一年に一回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第七十八条中「から第五十一条まで」を「、第五十条、第五十一条」に改める。

第七十九条第一項第一号中「指導員又は保育士」を「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の規定により置かななければならない同項第一号の児童指導員、保育士又は障害福祉

サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第八十一条中「から第五十一条まで」を「、第五十条、第五十一条」に、「及び第七十七条(第一項を除く。)」を「、第七十七条(第一項を除く。) 及び第七十七条の二」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第七十三条第一項に規定する指定放課後等サービス事業者である者に対する改正後の指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第七十三条の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第七十九条第一項に規定する基準該当放課後等サービス事業者である者に対する新条例第七十九条の規定の適用については、平成三十年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

(障害福祉課)

栃木県議会情報公開条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第二十二号

栃木県議会情報公開条例の一部を改正する条例

栃木県議会情報公開条例(平成十二年栃木県条例第一号)の一部を次のように改正する。

第七条第二号中「特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第二項において同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」に改める。

第八条第二項中「うち、」の下に「氏名、生年月日その他の」を加える。

附 則

この条例は、平成二十九年五月三十日から施行する。

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年三月二十七日

栃木県知事 福田 富 一

栃木県条例第二十三号

栃木県議会の会期に関する条例の一部を改正する条例

栃木県議会の会期に関する条例（平成二十五年栃木県条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

平成29年5月26日
平成29年5月30日
平成29年6月1日
平成29年6月2日
平成29年6月14日
平成29年9月20日
平成29年9月22日
平成29年9月26日
平成29年9月27日
平成29年10月10日
平成29年11月29日
平成29年12月1日
平成29年12月5日
平成29年12月6日
平成29年12月18日
平成30年2月21日
平成30年2月23日
平成30年2月27日
平成30年2月28日
平成30年3月9日
平成30年3月22日

附 則

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(議会議務局)